3　公聴会が前記第1号の期日までに終了しないときは、翌日以後も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

別記

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

気仙沼市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

福島県いわき市泉町下川字大剱１番地の１**小名浜石油株式会社**の工場財団に福島県いわき市泉町下川字大剱１番地小名浜石油株式会社小名浜工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年４月15日

福島地方法務局いわき支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年４月１日から１年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年４月15日

静岡地方法務局長　田畑　恵一

記

氏名　樋口銀次郎

所属する司法書士会　静岡県司法書士会

登録番号　静岡第30号

事務所の所在地　静岡市清水区万世町二丁目６番11号

違反行為　補助者の監督責任等

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第２項及び同法第25条の３の規定に基づき、平成26年３月29日付けで戒告の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成26年４月15日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　本池　卓義

生年月日　昭和９年５月６日

住所　鳥取県米子市大篠津町51番地

社会保険労務士登録番号　第31820091号

事務所の名称　本池社会保険労務士事務所

事務所の所在地　鳥取県米子市大篠津町48番地１

懲戒処分の対象となった行為　「相当の注意を怠り、真正の事実に反して申請書等の作成を行った」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成26年４月15日

経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社堂平本家	長野県上田市中央２－２－16	友第3023号	平成26年３月14日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成26年４月15日

関東経済産業局長　安藤　久佳

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成26年６月16日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成26年６月16日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社堂平本家	長野県上田市中央２－２－16	平成26年３月14日

記

あて先　〒330－9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048－600－0403

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所

2　債権額

3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。